私の社会福祉実践をふりかえって

志 田 洋

子

あらためましておはようございます。

今日はお忙しいご予定の中からご都合つけていただいてありがとうございました。

論的にきちんと伝えていきたいと思いながら研究してきたことについてその一端をお話しさせていただきたいと思い ます。何しろ涙腺が緩んでおりますので御無礼があろうかと思いますけどどうぞよろしくお願いたします。 でございますけれども皆さまのお顔を見ながらいろいろ考えてきたこと、自分が長いこと実践してきたことの中で理

授業の中ではちょっとしか触れることができなかった医療の場でのソーシャルワーカーの役割で四年生の方はつい先 る専門職のワーカーさんは働いている人の七割をしめているというのが現実です。 日国家試験にトライしてくださったわけですけども、そういう社会福祉士の資格を持ちながら、医療の場に入ってく おりますけれどもその仕事をとおして社会福祉の中で専門性とはどうあるべきかということを追及してきましたので 私は大学を卒業してからずっと医療福祉の現場で実践をしてきました。医療ソーシャルワーカーと現在は言われて

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

ただ今は中山学部長先生から丁重な御挨拶と御説明を頂戴いたしまして恐縮しております。私の頭の中はパニック (9)

うやって入っていったのか、そこで自分が考えてきたこと、決してまとまってはいませんけど、拙い自分のその教育 と研究に関わった中のことを振り返りながらどんなふうに考えてきたかということの一端を皆さんにお示し、これか きましたし、三月にはまたもう一人病院に出させていただく予定をもってます。そういう中で医療のなかに自分がど らあとに続く若いエネルギーにして頂けたら嬉しいなあと思っていますのでよろしくお願いいたします。 本学の中でも三年生が医療ソーシャルワーカーの現場に実習に行かせていただいて御一人いい体験をさせていただ

い人間です。特に医療の場と、それから実践にいた時の後半は高齢者の領域で介護老人保健施設という所で、 先ほど中山学部長先生からご紹介いただきましたように、私は社会福祉馬鹿と言われるくらいこの業界しか知らな

引っ越しました。昔でいう疎開ですね。 という仕事をしてきました。そういうところになぜ私が至ったか皆さんもこうやって身延山大学にいらっしゃるにつ ということが必要だと思います。私の場合幼い時に東京で生まれたのですけど、間に戦争があり、父の住む山形県に いては、色々のモチベーションがあらわれたと思います。やっぱり何かを自分が選んでいく時、原点に何かを求める

(10)

最前列で、彼と一緒に座っている。今のように給食なんてありませんからお弁当を持ってくるんですよね。で、「お 小学校の時に私はなぜだかわからなかったのですがいつも隣に座っている男の子が居たんです。で、自分も幼い訳で 自分の意思と反して家を引っ越さざるをえない状況で過ごしまして、小学校から中学校・高校まで過ごしました。 その子がどういう状況の人なのかっていうのがわからない。先生も何もおっしゃらない。何時も窓際の一番

てだんだん六年生になる時には、『あ~この人は、何か今でいう判断力に欠ける人なんだなぁ』っていうのがぼんや 弁当も一緒に食べるように」って言われて、彼がこぼしちゃうわけですけれども、そうするとそれを手伝うようにし

(11)

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

三月生まれですから、入学試験のときもみんななんか年取った人が多くてですね。難しいなぁへんだなぁと思って、 教学科の学生さんにしてみると仏教という世界の中でより広く、先輩である先生方の教え、の中からまたつながって 先にいって自分の体験のなかでも豊かに膨らんでいく物もあるだろうし、皆さんのなかでもきっと繋がっていく、仏 うのは今は一年間に何回かしか交流がありませんけれども、皆さんもたぶんそうだと思っておりますけれども、そう たらすごい、いろいろなキャリアの人、生活歴も様々な人、そういう人たちがたくさんいました。その同級生ってい で立ち上がっていて、 九科目だから国立大学と同じ扱いなんですけれども私立なんですね。国の方で当時、社会福祉コースって持っていま ペーパーテストは平気だったんですけど、ロールシャテスト、それとあとクレペリンテスト、それでその人の人格と 女子学生には不利だったんですね。倍率がすごい高くて入るのが大変で、そういう中で私は一番誕生月が若いんです。 体験のなかでそういう思いも強く、さて、だんだん本題に近づいていきますけれども、その中で私の時代は日米安保 いくこと大事にしながら一つの身延という絆を大切にしながら、やっていかれたらいいかなと思います。 なご縁でこうやって集まって、学んでいらっしゃるその中で私も一緒に勉強させていただいた。ということは、 いうつながりのなかでどこかで共通基盤があればつながっていく、また身延山大学でつながっていく、皆さんが色々 せんでしたので、私の母校をそれに充てるということで、厚生省の委託事業として運営されている学校でした。短大 か能力もペーパーテストと合わせて判定するという選考の仕方で、ちょっと当時としては変わってたんです。五教科 私の時もちょうど四年制になったばかりで四年生の一期生ということで入学して、入学してみ 私の自分の

繋がりそういうことを、いたく考えさせられました。一番ショックだったのは安保闘争の六十年安保ですけれども、

いわゆる(安保闘争)が激しく行われた時代です。で、そこでわたしは社会福祉と政治とか社会福祉と社会の

どういうものなのか?ということを勉強し、結核の療養ってなんなのか?ということを知りました。自分の所の先輩 学は仏教学科の学生が多いんですけれども授業の時にも言いましたけれども、「朝日訴訟」という話をしましたね。 だとはいわれていますが、良い実践的な場をもとめて、自分の職業をどのように選択していこうかと考えました。本 行動を起こす人もいらっしゃる。ということを思いながら……。だからそういう中で社会福祉は限りなく実践の科学 ことで先頭に立ちました。そういう中ですからそれに行かないということはそこの学生ではないという空気の中で毎 である卒業生が当時はソーシャルワーカーではなく、ケースワーカーって言ったんですね。ケースワーカーとしてあ た。その事件のちょうどまだ進行中の時に私は学生でした。さらに「医学一般」という授業の中で結核という病気が 担をするべきという福祉事務所の指導がありそれに疑問を感じた朝日さんが訴訟を起こしました。そういう事件でし 査という名目で、お兄さんを探し出して、その家族なんかが国から援助を受けるには、受ける前に家族なんだから負 岡山県で、結核で療養しているときに生活保護の申請をしたんですけれども、その保護申請のなかで福祉事務所が調 なのかな?いまでいうと作務衣ですね白い作務衣、何時もいたんですね。そういう中で自分はこういうことを信じて は太鼓をたたきますよね。太鼓の集団が毎回いらしてたんです。学生の最後を守って。白いその頃は何をどういう服 過ごしました。その事って母校の大学だけではなく、高校生も普通の市民も一緒でした。その時、今思うと、 日毎日をすごしました。自分は社会福祉を求めていくにはどうすればいいか、毎晩寮にいながら、激しい学生時代を たし、大学も全部休講で、学校の先生が最前列にいて教授が真ん中にいて、専任の教員が学生を守ってくれるという れました。私もノンポリではなかったものですからそういう父のもとで育ちましたので、デモには参加していきまし 日蓮宗 (13)

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

六月十五日忘れもしませんですけれども東大の女子学生である「樺

美智子」さんという方が私の目の前で亡くなら

えるとその時から、自分の実践の中からどう考えてきたか?かっこつけた理論よりも自分の実践の中から話した方が と、三年生の時に決めてしまいました。そのことがよかったかどうかわかりませんですけれども、それと関係して考 過ごしました。自分はそういう環境の中で変わっていった。転機を与えられた。ということで医療の場に身をおこう ろいろその方の生活のことを教えていただいたり、私も実習ですから実際に面接もさせていただいたり、という中で ざるをえない人たちのところに訪問したり、それから病院に指導者の方とご一緒に行ってケースワーカーの方からい りました。それがちょうど三年生の時、皆さんも実習に行った人もいるでしょう。私の時は福祉事務所の実習が必修 展示してくれていろいろ説明してくれました。そういうことで病気とそれから貧困ということを深く考えるようにな でした。東京都内の福祉実習をしたときですね。そこでほんとに病気であるために貧困とかかわりあう、貧困になら ちこちで活躍していて、その朝日さんの訴訟を助けるということで、先輩が何度も学校の授業に見えて、生活実態を

度の生活を保障する。という国の資任、だから、個人の責任だけじゃなく、国の責任をどういう風に考えたらいいの 出会いました。その出会いの中で死とはどういうことかという風に思い、出会った患者さんはキリスト教でしたが、 信仰って何なんだろうか?ということも考えながら、ずっと追及してきました。筮法二十五条でうたっている最低限 されている生存権とは何にか?、生命とは何にか?ということ、与えられた命で病気で死んでしまった患者さんとも 納得をして頂けると思い、こんな展開にしました。朝日訴訟の時に生存権とは何かということと一緒に、憲法で保障 か?という事を考えながら自分の職域を決めていったんです。

(14)

した医療ケースワーカーを採用したいということでしたけれども、なかなか先輩たちが東京から静岡県に行かないと

大学四年生になり、医療の場に行きたいなと、ということで静岡県で三年越しの求人がありまして、きちんと勉強

授が頼まれました。私が青臭い屁理屈を言いながら、何度も医療ケースワーカーになりたいって言ってましたので、

いうことでしたのでその病院では採用を待ってました。今年は三年目でしたので今年の卒業生から出してほしいと教

あなたどうですか?といわれました。 就職して人間の外見は変わっても、心の原点は変わらないんだろうなと思い、こういう場(最終講義)に出るとい

院とか社会福祉法人の病院、そういう所にワーカーと呼ばれる人は配置されていましたけれども、皆さん研修で学ば こで学んできたのにそんなことも分からないの?一辺では答え教えないよ、自分でもう一回考えてきなさい。」で一 う場所で非常に活発に活動し、そして私に大きな指導的な課題を与えてくださって、私が悩んで相談に行くと「あそ れて、厚生省がそういうワーカーを養成したんですね。その中で学ばれた人たちでした。でもその人たちが静岡とい れたのは、私が二人目でもう一人は、同じ県立病院で精神科のソーシャルワーカーを雇っていたんですね。赤十字病 てみると考え方ってあんまり変わってないんだって思いながらいまここにたっています。 うことを聞いた時から、自分の業績を見たり、書いたり、講演会で話した事もみんな読んだりしてきました。そうし 県立病院で医療ケースワーカーとして採用されましたけれども、静岡県ではきちんと専門的な勉強した人を採用さ

(15)

あるベットのうち、たったひとりのワーカーで皆さんと同じぐらいの若さ、二十二歳という若さでそこにポンとそれ さんと私のワーカーとしての価値観がうまくかみあわない治療が進まないという時にたいへん迷いました。三百六十 今はお医者さんも大分柔らかくなってきましたけれども、すべて医師の一言で繋がっていく医療のなかで、お医者

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

に関しては躊躇はないし、そりゃ失敗はありますけれども、一番悩んだのはお医者さんとの関係でした。

番私が困ったのは、患者さんと面談するということに関しては、厳しいトレーニングを受けてきましたからそのこと

生か死かの選択を迫られる時に家族の都合であるとか職員の都合とか、押し出されてしまう。そういう時に私は白衣 厳しい攻め際の中で何を優先していくかということ、今よりはさらに狭い、医療の厳しさを追求していくんですね。 るのか?自分のなかで考えました。その時に原点を考えながら少しずつ、自分はやっていこうなということで、医療 誤差が生じていく、と言う時に自分は試されていると思いながら。こういう時にどうやって自分は立ち向かっていけ を着ている医者として立っている人たちに相手にされなかった。 の場で福祉の援助職をやっていくのは、お医者さんも看護師さんも必要だって分かっているんですけれども、 も静岡の人間じゃありませんので、方言的なこととか、生活習慣とかもなかなか理解できない。そういう中で微妙に

期間中に三、四日でしたけれども実習をする。そして一緒にみんなで、その中で患者さんの医療についても相談する が、国立の医学部の学生さんが実習で来たり、インターンシップで来たりしました。そういう先生たちと、若さでしょ という私の役目がありましたから、それを果たす一方で、もうひとつお医者さんのインターン制度のなかでお医者さ と考えるということが必要だということがわかりました。そのとき看護婦の実習に来る人たちは、必ず相談室で実習 は患者さんが大変な悩みを持っていました。そこが私の働き場になる。その患者さんの持っている生活課題をきちん は嫌われていたのです。結核はすぐ命が亡くなるわけではないけれども、長い闘病生活が必要、ということでそこで が立ち上がって、激しい「安田講堂」の事件がありましたけれども、その時と同じでした。 んも福祉の勉強をする。という時代になってきました。ちょうど昭和の四十年代で、東大の七十年安保で医学の学生 その時ごちゃごちゃ言っていた彼女の方に患者が流れていくが、それでいいのだろうか?その時代結核という病気 勤務先は県立病院でした

うね、実習が終わってから、私は業務が終わってから、アフターファイブで病院の中で、面談室だったり、家族の待

いう厳しさをと通り越したがゆえに私のように甘っちょろい考えの人を排除するんだなぁと理解できました。でもそ

こで止まったら人間成長は無いのだろうなと思い、私の中で闘争心が沸き立ちました。 機室だったり、そういう所を利用しながら、勉強会をやったところで今まで私とぶつかっているお医者さんは、こう

す。そこには、当時の社会情勢をもろに反映した業務指針ですけれども、特に、今いきなりその資料を使わせていた たんだ。そういうのがあるのは聞いてたけど持っていたんだ。」と、で私はなくさずに持ってたんで、と示したんで た時も、それを持って、そのことを説明しながら、お医者さんや看護婦さんたちに、「え~そんなの持っている人い てますけれども、私はまだとっています。だから先ほど、学部長先生からご紹介いただいた本学に講師として雇われ んし、ガリ版刷りですよね。で用紙も茶色になって、こんな真白でないですから、ざら紙ですのでもう、黄色くなっ でました。私が就職したとき、今は改訂版ですけれども、業務指針の母初のものが出ました。コピーなんてありませ 護福祉士、精神保健福祉士、それからソーシャルワーカー協会という団体の基本になった倫理網領で御座います。 が就職して間もない頃につくられたことで、未だに(時代めいていますけれども)生きていまして、社会福祉士、介 カーが集まって社団法人というのを作りまして、ソーシャルワーカーの倫理網領を作りました。これは一九六一年私 うなかで具体的に私が出会った専門職、というのは皆さんに資料として配っていますが、そういう医療ソーシャルワー 資料二の方では、医療ソーシャルワーカーって、どんな仕事をするのか?ということで厚労省の方から業務指針が 私は何とか狭い入口ですけど、入ろうとしながら入口をこじ開けてきました。茶道でいうにじり口ですね。そうい

がおきてきて、無保険の子供が出たり、高齢者医療の問題、またぶり返してもう一度、検討課題になっていましたけ だこうと思ったんですね。二百二十七頁下の段のところに、上は現在の社会情勢の変化、雇用など、いろいろな問題

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

(17)

ど、そういう状況の中を反映しながら、たぶん前の趣旨が微妙に変わってきますけれども、その中で何をしなければ ど「志田さんは大変なとこ通ってきたから何となく広げていけるけど自分らはそうはいかないんだよ」って言ってま 保証ですけれども、その方たちと自分たちの業務と何が違うのか?というふうに若い人たちは、ダイレクトに学んで その場で悩むことは違う。で今悩んでいる多くの人は、介護保険に今なりましたよね。だから、医療も変わってきて、 調整を援助し、社会復帰の促進をはかる。医療ソーシャルワーカーの果たす役割に対する機会がますます大きくなっ 下の方に病院等の保健医療の場合において、社会福祉の立場から患者の抱える経済的、 ならないのかっていうのはソーシャルワーカーの真髄に触れる部分だと思ったので、この業務指針をお示しました。 点に立った時に相手に思いが伝わる。ということをお互いに確認することじゃないかと思います。そういう業務のな も繰り返しました。その繰り返しの中でたどりついたのはやっぱり援助をするではなく援助させていただくという視 養成をする、という時になっていましたので一緒になって事例を自分たちで作っていく、 さんになったり、時には子供になったり、いろんな問題、特に前にいる四年生は一期生ですので、私も社会福祉士の な事例、事象を出して、そこで説明をしていくと皆さんは納得して頂ける。じゃあここで患者さんになったり、 したけれども、業務が決まってくるとそれを援助していく時の方法論、仏教福祉学科の学生さんは社会福祉援助技術 います。勉強会で悩んで止まっていたら何も援助につながらないから、広げればいいんじゃないって言ったんですけ 介護と医療は違いますけれども、介護保険のなかで介護支援専門員、俗にいうケアマネージャーという役職に対する ていると、厚労省でいってお書きくださってますけれども、現にこの仕事に就いているワーカーはみんな悩んでいる。 援助技術演習だったり、私と一緒に学びましたよね。そういう時に私は理論は理論で説明しているときに具体的 心理的、社会的問題の解決、 ロールプレーを何回も何回 お嫁

復帰です。これはその患者さんの持ってる能力をよく分析しながら、職場とか、学校とかに復帰できるようにしてい がるんですけれども、そういうコピーでお互いに資料で話すという状況、その次に業務として入ってきたのが、社会 読会をやったり、新しい資料が入りますと、その当時はコピーが青いコピーでした。紫色にコピーすると紫色に仕上 なかで必要とされたのです。院外とのつながりも大変順調にいって、最初、冷たく突き放した仲間も一緒になって抄 身を置くようにと医療部長から言われるようになったときには、ほんとにソーシャルワーカーの仕事が、この病院の こでわかったということで、カンファレンスをやったり、会議をしますので、ソーシャルワーカーとして、その場に た。その時に、医者の前では、看護師の前では見せない、患者さんの姿、家族の本音部分での語り、というのが、そ 人もいるし、それでも家に帰れず、施設を選択してきた人もいると思います。そういう調整を一生懸命やってきまし 味のある仕事だと思います。それは単なる救急病院から、医療の緩やかな、次の病院へ後方病院へ(いやな感じはし う所に凝縮している。という中では、この福祉援助というのは、私は非常に苦労しながら、なおかつソーシャルワー 状では病気は治っても、すぐ退院するという人たちが少なくなっている。家族が遠のいている。生老病死が病院とい 思うんですよ。特に療養中の一番に述べられているのは療養中の心理的、社会的問題の解決、調整に対して援助する。 ますけれども)そういうところに行き、なおかつそこで新しい出会いして治療法を探していただいて、うちに帰れる カーの醍醐味を発揮して、いろいろの地域の社会資源を利用しながら患者さんやご家族に援助していける。 細かい所は、またコメントしていただけたらと思います。その次に具体的に対応していけるようになってる、今の現 病気を治すという治療していくうえで必要なものそれをキチンとどうとらえていくのかということが必要だと

(19)

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

かでその次の頁に業務範囲が示されています。そんな厳しい、詳しい決め方をするのか?医療という枠の中で本来の

源それから、 部分が自分のなかにありましたから、とくにそういう所を気にしながら、やっていきました。この時は地域の社会資 働きの女性ですと言ったほうが相手にとって通りがよかった気がします。やっぱりへたな抵抗をされたくないという に逃げている子どもたちとの出会いでした。そこで親御さんの苦労を知るにはソーシャルワーカーですと言うより共 く。とくにここで私は思い起こすと、今でいう一例を示すと不登校、そういうお子さんが病気になってしまう。 いろいろ福祉の機関、それぞれの児童相談所も含めて、そういう機関との連携との大切さをそこで体験

当時は医療費の制度が今よりは不十分でした。ですので、金の切れ目が縁の切れ目のようにして病院を出ざるをえな 引き受けながら、必ずそのことを医療チームのメンバーに返していこうという努力をしてきました。それを返すこと という中で誰が受け皿になるか?と言うとやっぱり、資料で七つ小分けにしてますけれども、そうした問題を一手に とか本人のいろいろな考えで、治療に対して不満があったり、お医者さんにも言えない、看護師さんにも言えない。 で探すわけではありませんので、こんなのがありますけど、どうでしょうか?という形で具体的に説明を伴うように い、その人たちが本当に治療が必要だったら、どうやって医療とつなげていけばいいかということを考えながら具体 きっかけを作っていけたかなと思いました。その次が経済的問題でした。その調整だったりしたんでしたけれども、 が次の新しい患者さんやご家族がいらっしゃったときに、ワーカーに相談してみなさいと御紹介していただく機会の しながらやっていく。それからは社会活動だったり、自分の研究活動だったり、こういう業務をしてくる中で私はい その次に出てくるのが受診、受容援助、入院は必要だけれども入院できない人。入院はしたけれども、 公的な医療制度、医療保障のなかで、その患者さんやご家族にあう状況を一緒になって探していく、

(20)

家族の問題

時に援助の方法ということを追求してきたとおもいます。個別援助であったり、集団援助であったり、地域福祉を主 に考える援助の方法であったり、というところで考えながらいろいろやってきました。 ろんな事を考えました。(ちょっと時間のバランスが危うくなってきましたけれども^) そのときに援助技術や研修の

そこで出会ったのが同じ医療社会事業協会に所属しているメンバーのなかで、限りなく実践について考えながら、

を持ってきました。 記録をどう残していこうか?という風にかんがえた仲間たちです。それは実践記録研究会といいまして、ちょっと本 「方法としての実践論」、医療ソーシャルワークの現場からというのを大学の提出の論文にも書きましたが、こう

業務の構築化に努力して、もう一度援助が正しかったのか?再現化してみる。そして理論化していく媒介としてその 書いたこの本を抜き出していきますけれども自分の体験の中から示されたもの自己を対象化として、自己をさらけ出 そういう中でワーカーとしてどう繋がっていくか、ということを自分はつなげていく、常に自分を確かめる。その中 それを決めて研究会のメンバーに示しながらしていったとき、そこで言われたことってたくさんありましたけれども、 自分の記録を確認していくということを、ケース記録を書く時の、わたしの一番単純なフレームとして決めました。 んな援助して、これでよかったのか?と考えることもありますが。その時の手直しも自分の中でする。そして自己の して記録を残す、それは自分の為に書くんですね。そして客観的視点を育て、誤りに気づくこともありますので。こ いうのをまとめた時になにを考えたかっていうと、自分は今、難しい理論をたくさん理解したりする。さらに自分で

(21)

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

がら日々努力している、

で、いくつかの課題を自分のなかに持ちながらそれを原点としてやっていく。皆さんも多くの夢や生活課題を持ちな

そういう中で原点は変化してもいいんですけど。振り子のように戻っていくということが私

の体験的な中でいえることかなという風に思うんです。そして私が援助した患者さんから、一緒に働いたお医者さん 御家族から多くの学びに参加させていただきました。

だから時に医者とぶつかり、看護師とぶつかり、「志田さんそんなこと言うならここに入っている患者さんをあなた うと私は、払えないなら何らかの方法で、法的な公的な支援を受けられるようにしなければならないんですね。 最終的に社会福祉の援助は援助する側にあるのじゃないんです。患者さんや家族のためにあるのだと思うのです。

か長女方はもう家庭をもっていて、御話を聞いてみると、僕らが何とかするから治療をしてもらえないか申し出があっ になっている。その中を何とかほじくって協力できる人はいないかどうか、子供さんにもお尋ねしてみたら、長男と たこともあります。医者たちは治療をしたい、でも家族は払えないけど治療をしてほしい、そこで何をするかってい のうちに連れて行ってよ。」はしたない気持ちですけど、そういうことも婦長さんから言われるほど寂しく見切られ た。慈善事業でないから、医療費がたまっている人に、さらに高額な医療負担をかかるような医療行為は行えないと、 いろいろな今までの経験の中から例をあげると、御主人があまりまじめな父ではなかったので、家族が背中合わせ

(22)

すけれども、「ラポール」の成立したときに相手の方はきっと努力をする。奥さんはへろへろしてもう、駄目でした ご家族の悩みの中でやっていく。そうした、ちょっとした信頼関係が社会福祉援助のなかでは「ラポール」と言いま 医者側から言われましたけれども、ご家族の方に理解いただくためには、私がほんとに病院の側にではなく、 払いで医療費を入れていくということで、了解を得てなんとかやっていけたという、経験も私はもっています。そう けれどもそういうお子さんたちが支えてやって、最後にほんとによかった。医者もしょうがないなと言いながら分割 した一連の中で、私はなぜこんなに人はケアをするんだろうか?それはケアっていうのが医療の場ではキュアが優先

非常に大切なつながりになってくる。そのつながりのなかで一つのアイデンディティがうまれ、次の支援に向けて自 こうやって出会った人達の満足度、それから出会ったことでお互いに交流して達成していく達成感。そういうものが 答えなんて出ないんです。わたしもきっと答えなんて出ないんだろうと思いながら、しゃかりきになってそこまで歩 に対して、私たちは、人として敬愛する。たぶん仏教の世界でもつながるものってあると思うんです。だから簡単に おひとりになぜそういうことをするのか?髙齢者だったり、障害者だったり、認知症の人だったり、そういう人たち りない状況がある。一人暮し、いろいろな問題を抱えていくということですけど、このことに関して皆さんおひとり いて行く中から初めて哲学的な価値が生まれた。それから倫理が出てきたりするんだろうなと思います。その為には、 されますけれども、その次にケアという行為ができて、今世間で言われている、介護離れ、介護職に従事する人がた

う、そういうなかで限りないこと、それはとっても楽しいし、苦しみにしないってことは従事している人たちの思い ら入っていただいて、よりよくそれを成長させて、自分のものにしていく。人々の生活を支え、それから人生を背負 葉足らずだけれども、感謝する、感激する、感動する、みんな「K」がつく、そういうことで、このことって必要だ と私は思いました。社会福祉の仕事は私の説明ではまだ玄関口しか見えないかもしれませんけれども、さらにそこか まらないよね」と委員会がおわって話してみたらそういう言い方をしてました。その時に、施設職員さんが自分は言

いた世界ですので、否定的なことって気にはなりますけれども、それに向かって行けるってことは、いろいろな機会 でありそれはプライドでもあったり、いろいろな価値観で自分との葛藤その中で考えていくとやっぱり、自分が長く

私の社会福祉実践をふりかえって(志田)

(2

分の自信になってくるという考えをもっています。

今は福祉の世界は3Kの時代です。ある施設の職員が「3Kっていうけど自分たちが自分を否定してみたら何も始

を与えてくださる出会いが中心じゃないかなとおもうんです。

院にいた時は、医者も私も、困らせました。「いやな患者さんだね。」と看護師さんは三交代しますので準夜勤の時間 知ってまして、自分は今度生まれ変わったら、ということを話してくれて、枕元に耳を傾けてきくと、「自分はいろ した。まだ六十過ぎぐらいでしたから社会的には働ける年齢ですけれども、病状は厳しいので先が短いということを いろな人の世話になった。だから、生まれ変わったら人の世話をしたい」と彼は言いました。その人は、私たちが病 入所した方を具合が悪いので会いたいっていってるよ。ということで施設の職員から連絡を頂戴して、訪問してみま 最後に私がかかわった患者さんで、ずっと病院にいらしてご家族が事情があったもんですから、特別老人ホームに

帯というのは、患者さんのいろいろな顔が見える時期です。準夜勤の夜勤をするのがとってもいやで、できるだけそ えました。いろいろ意見交換をしてきたんですけれども、そこで反省したことは、人と人とが出会ってする、教育し の患者さんがいるブロックに張り付けられないように、婦長にゴマをすって回る看護員もいたぐらいに嫌われた人で かり、医療しかり、ですよね。介護の問題も利用者さんができにくくなったことを代わってあげる。ただ、自立を阻 ちに伝えてもいい?と聞くと、「僕これね、遺言かもしれない。伝えてくれっていうんです。」で、帰ってさっそく伝 した。その人がそういうことを言ったことに、私は涙が出ました。病院に行って今まであなたをお世話してきた人た

(24)

これの元になっている保健医療ソーシャルワークで何回も医療の場でソーシャルワーカーのいる意味って何だろうか? る。そういう時にきちんと客観的に冷静に見抜ける能力、瞬発的に何が今この患者さんに必要かと判断できる力、そ 害してはいけないわけですから、そこらへんの判断は、専門性を追求しながら、自分の中で一つの考えを持って接す の力を自分の中で養っていくことが大事かな、というふうに私たちはその時、話しました。でこの社団法人で作った、

けながら、何度も東京に行って、研究し、各地域から出てきた仲間と語らい合いました。 ながらそれを育て、作っていくことの必要性みたいなことを、この本を作るとき、静岡から、代表で家族に迷惑をか 医療という部分をきちんと考えながら医療分野で社会福祉の領域を広げていく。きちんと患者さんの生活課題に触れ

祈念して私の話を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。 なかった部分は御無礼を致します。色々情報が豊かにございますので穴埋めをして頂いて、今後の皆さんのご健闘を んけれども、社会福祉士職として、専門性を追求するときに、あまりにも実践例を出しましたけど、皆さんにとどか しい、また目標をこれから育てたいかなという思いをしています。そういう意味で十分、伝わらなかったかもしませ で、言えばさっと通じる人に電話したら「卒業するなら楽しみだ。一緒にまたやろう」といわれましたので、 りの視界のなかではゆとりが持てませんので、私たちこそ、それができるのではないかと考えました。で気が早いの がら、検討していく、育てていく。臨床で頑張っている、若い世代の人たちは業務の縛りが大変厳しいので、その縛 しながら自分の実践の中でまだ中途半端な理論を再構築したり、膨らましたり、それから新しい議論に刺激を受けな 盤を持ったソーシャルワークをやってきた人たち、今、強力に何らかの形でかかわり合った人たちと、再度出会いを ましたが、私と同じように教育の場を与えられて、教員として仕事している仲間になっていました。ぜひ同じ共通基 今回最終講義をするにあたって、その当時研究を一緒にやってきた仲間たちがどういう道をたどったのか?と思い 私の新

(25)

資料 1

医療ソーシャルワーカー倫理綱領

日本国憲法の精神と専門社会事業の原理にしたがい、われわれは次のこと がらを医療ソーシャルワーカーの倫理綱領とさだめる。

われわれは

- 1. 個人の幸福増進と社会の福祉向上とを目的として活動する。
- 2. 対象者の処遇にあたっては、その意志の自由を尊重し、秘密を守り無 差別平等の原則にしたがう。
- 3. ソーシャル・ワーカーとしての自覚をもって対象者との専門的援助関係を保ち、その関係を私的目的に利用しない。
- 4. 医療社会事業の意義と機能が他の関係職員に理解されるようつとめ、 その目的達成に努力する。
- 5. 専門職業の立場から社会活動をおこない、社会資源の活用と開発をは かり、社会保障の完成に努力する。

(他)日本医療社会事業協会採択,1961年)

資料 2

医療ソーシャルワーカー業務指針

(厚生労働省保健局長通知 平成 14年 11月 29日 健康発第 1129001号)

平成 14 年 11 月改正

一趣旨

少子・高齢化の進展、疾病構造の変化、一般的な国民生活水準の向上や意識の変化に伴 い、国民の医療ニーズは高度化、多様化してきている。また、科学技術の進歩により、医 療技術も、ますます高度化し、専門化してきている。このような医療をめぐる環境の変化 を踏まえ、健康管理や健康増進から、疾病予防、治療、リハビリテーションに至る包括的、 継続的医療の必要性が指摘されるとともに、高度化し、専門化する医療の中で患者や家族 の不安感を除去する等心理的問題の解決を援助するサービスが求められている。近年にお いては、高齢者の自立支援をその理念として介護保険制度が創設され、制度の定符・普及 が進められている。また、老人肪間滑護サービスの制度化、在宅医療・肪間滑護を医療保 険のサービスと位置づける健康保険法の改正等や医療法改正による病床区分の見直し、病 院施設の機能分化も行われた。さらに、民法の改正等による成年後見制度の見直しや社会 福祉法における福祉サービス利用援助事業の創設に加え, 平成 15 年度より障害者福祉制度 が、支援費制度に移行するなどの動きの下、高齢者や精神障害者、難病患者等が、疾病を もちながらもできる限り地域や家庭において自立した生活を送るために、医療・保健・福 祉のそれぞれのサービスが十分な連携の下に、総合的に提供されることが重要となってき ている。また、児童虐待や配偶者からの暴力が社会問題となる中で、保健医療機関がこう したケースに関わることも決してまれではなくなっている。

このような状況の下、病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場から患者のかか える経済的、心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る医療ソー シャルワーカーの果たす役割に対する期待は、ますます大きくなってきている。

しかしながら、医療ソーシャルワーカーは、近年、その業務の範囲が一定程度明確となったものの、一方で、患者や家族のニーズは多様化しており、医療ソーシャルワーカーは、このような期待に十分応えているとはいい難い。精神保健福祉士については、すでに精神保健福祉士法によって資格が法制化され、同法に基づき業務が行われているが、医療ソーシャルワーカー全体の業務の内容について規定したものではない。

この業務指針は、このような実情に鑑み、医療ソーシャルワーカー全体の業務の範囲、 方法等について指針を定め、資質の向上を図るとともに、医療ソーシャルワーカーが社会

福祉学を基にした専門性を十分発揮し衆務を適正に行うことができるよう、関係者の理解 の促進に資することを目的とするものである。

本指針は病院を始めとし、診療所、介護者人保健施設、精神障害者社会復帰施設、保健所、精神保健福祉センター等様々な保健医療機関に配置されている医療ソーシャルワーカーについて標準的業務を定めたものであるので、実際の業務を行うに当たっては、他の医療スタッフ等と連携し、それぞれの機関の特性や実情に応じた業務のウェート付けを行うべきことはもちろんであり、また、学生の実習への協力等指針に盛り込まれていない業務を行うことを妨げるものではない。

二 業務の節用

医療ソーシャルワーカーは、病院等において管理者の監督の下に次のような業務を行う。

(1) 療養中の心理的・社会的問題の解決、關整援助

入院,入院外を問わず、生活と傷病の状況から生ずる心理的・社会的問題の予防 や早期の対応を行うため、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき、これらの賭問 題を予測し、患者やその家族からの相談に応じ、次のような解決、調整に必要な援 助を行う。

- ①受診や入院, 在宅医療に伴う不安等の問題の解決を援助し, 心理的に支援すること。
- ②患者が安心して療養できるよう、多様な社会資源の活用を念頭に置いて、療養中の家 事、育児、教育、就労等の問題の解決を援助すること。
- ③高齢者等の在宅療養環境を整備するため、在宅ケア賭サービス、介護保険給付等についての情報を整備し、関係機関、関係職種等との連携の下に患者の生活と傷病の状況に応じたサービスの活用を援助すること。
- ④協病や療養に伴って生じる家族関係の葛藤や家族内の暴力に対応し、その緩和を図るなど家族関係の調整を援助すること。
- ⑤患者同士や職員との人間関係の調整を援助すること。
- ⑥学校,職場,近隣等地域での人間関係の調整を援助すること。
- ⑦がん、エイズ、難病等傷病の受容が困難な場合に、その問題の解決を援助すること。
- ⑧患者の死による家族の精神的苦痛の軽減・克服、生活の再股計を援助すること。
- ⑨療養中の患者や家族の心理的・社会的問題の解決援助のために患者会、家族会等を育成、支援すること。
- (2) 退院援助

生活と協病や障害の状況から退院・退所に伴い生ずる心理的・社会的問題の予防や早期の対応を行うため、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき、これらの諮問題を予測し、退院・退所後の選択肢を説明し、相談に応じ、次のような解決、調整に必要な援助を行う。

①地域における在宅ケア諸サービス等についての情報を整備し、関係機関、関係職種等との連携の下に、退院・退所する患者の生活及び寮養の場の確保について話し合いを行うとともに、傷病や障害の状況に応じたサービスの利用の方向性を検討し、これに基づいた援助を行うこと。

- ②介護保険制度の利用が予想される場合、制度の説明を行い、その利用の支援を行うこと。また、この場合、介護支援専門員等と連携を図り、患者、家族の了解を得た上で 入院中に訪問調査を依頼するなど、退院準備について関係者に相談・協議すること。
- ③退院・退所後においても引き続き必要な医療を受け、地域の中で生活をすることができるよう、患者の多様なニーズを把握し、転院のための医療機関、退院・退所後の介 歴保険施設、社会福祉施設等利用可能な地域の社会資源の選定を援助すること。なお、 その際には、患者の傷病・障害の状況に十分留意すること。
- ④転院、在宅医療等に伴う患者、家族の不安等の問題の解決を援助すること。
- ⑤住居の確保、協病や障害に適した改修等住居問題の解決を援助すること。
- (3) 社会復帰援助

退院・退所後において、社会復帰が円滑に進むように、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき、次のような援助を行う。

- ①患者の職場や学校と關整を行い、復職、復学を援助すること。
- ②関係機関,関係職種との連携や助問活励等により,社会復帰が円滑に進むように転院, 退院・退所後の心理的・社会的問題の解決を援助すること。
- (4) 受診・受療援助

入院,入院外を問わず,患者やその家族等に対する次のような受診,受療の援助 を行う。

- ①生活と協病の状況に適切に対応した医療の受け方、病院・診療所の機能等の情報提供 等を行うこと。
- ②診断、治療を拒否するなど医師等の医療上の指導を受け入れない場合に、その理由となっている心理的・社会的問題について情報を収集し、問題の解決を援助すること。
- ③診断,治療内容に関する不安がある場合に,患者,家族の心理的・社会的状況を踏ま えて、その理解を援助すること。
- ④心理的・社会的原因で症状の出る患者について情報を収集し、医師等へ提供するとともに、人間関係の調整、社会資源の活用等による問題の解決を援助すること。
- ⑤入退院・入退所の判定に関する委員会が設けられている場合には、これに参加し、経済的、心理的・社会的観点から必要な情報の提供を行うこと。
- ⑥その他診療に参考となる情報を収集し、医師、滑護師等へ提供すること。
- ⑦通所リハビリテーション等の支援、集団療法のためのアルコール依存症者の会等の育成、支援を行うこと。
- (5) 経済的問題の解決, 調整援助

入院,入院外を問わず,患者が医療費,生活費に困っている場合に,社会福祉, 社会保険等の機関と連携を図りながら,福祉,保険等関係賠制度を活用できるよう に援助する。

(6) 地域活動

患者のニーズに合致したサービスが地域において提供されるよう,関係機関,関係 係職和等と連携し、地域の保健医療福祉システムづくりに次のような参画を行う。

①他の保健医療機関,保健所,市町村等と連携して地域の患者会,家族会等を育成,支

援すること。

- ②他の保健医療機関,福祉関係機関等と連携し、保健・医療・福祉に係る地域のボランティアを育成。支援すること。
- ③地域ケア会職等を通じて保健医療の場から患者の在宅ケアを支援し、地域ケアシステムづくりへ参画するなど、地域におけるネットワークづくりに貢献すること。
- ④関係機関、関係職種等と連携し、高齢者、精神障害者等の在宅ケアや社会復帰について地域の理解を求め、普及を進めること。

三 業務の方法等

保健医療の場において患者やその家族を対象としてソーシャルワークを行う場合に採る べき方法・留意点は次のとおりである。

(1) 個別援助に係る業務の具体的展開

患者,家族への直接的な個別援助では,面接を頂視するとともに,患者,家族との個類関係を基盤としつつ,医療ソーシャルワーカーの認識やそれに基づく援助が 患者,家族の意思を適切に反映するものであるかについて,継続的なアセスメント が必要である。

具体的展開としては、まず、患者、家族や他の保健医療スタッフ等から相談依頼を受理した後の初期の面接では、患者、家族の感情を率直に受け止め、信頼関係を形成するとともに、主訴等を聴取して問題を把握し、課題を整理・検討する。次に、患者及び家族から得た情報に、他の保健医療スタッフ等からの情報を加え、整理、分析して課題を明らかにする。援助の方向性や内容を検討した上で、援助の目標を設定し、課題の優先傾位に応じて、援助の実施方法の選定や計画の作成を行う。援助の実施に際しては、面接やグループワークを通じた心理面での支援、社会資源に関する情報提供と活用の調整等の方法が用いられるが、その有効性について、絶えず確認を行い、有効な場合には、患者、家族と合意の上で終結の段階に入る。また、モニタリングの結果によっては、問題解決により適した援助の方法へ変更する。

(2) 患者の主体性の尊重

保健医療の場においては、患者が自らの健康を自らが守ろうとする主体性をもって予防や治療及び社会復帰に取り組むことが重要である。したがって、次の点に留意することが必要である。

- ① 業務に当たっては、協病に加えて経済的、心理的・社会的問題を抱えた患者が、適切 に判断ができるよう、患者の積極的な関わりの下、患者自身の状況把握や問題整理を 援助し、解決方策の選択肢の提示等を行うこと。
- ②問題解決のための代行等は、必要な場合に限るものとし、患者の自律性、主体性を尊 重するようにすること。
- (3) プライバシーの保護

一般に、保健医療の場においては、患者の傷病に関する個人情報に係るので、プライバシーの保護は当然であり、医療ソーシャルワーカーは、社会的に求められる 守秘義務を遵守し、高い倫理性を保持する必要がある。また、傷病に関する情報に

加えて,経済的,心理的,社会的な個人情報にも係ること,また,援助のために患者以外の第三者との連絡調整等を行うことから,次の点に特に留意することが必要である。

- ①個人情報の収集は援助に必要な範囲に限ること。
- ②面接や電話は、独立した相談室で行う等第三者に内容が聞こえないようにすること。
- ③記録等は、個人情報を第三者が了解なく入手できないように保管すること。
- ④第三者との連絡網整を行うために本人の状況を説明する場合も含め、本人の了解なし に個人情報を捌らさないこと。
- ⑤第三者からの情報の収集自体がその第三者に患者の個人情報を把握させてしまうこともあるので十分留意すること。
- ⑥患者からの求めがあつた場合には、できる限り患者についての情報を説明すること。 ただし、医療に関する情報については、説明の可否を含め、医師の指示を受けること。
- (4) 他の保健医療スタッフ及び地域の関係機関との連携

保健医療の場においては、患者に対し様々な職和の者が、病院内あるいは地域に おいて、チームを組んで関わっており、また、患者の経済的、心理的・社会的問題 と傷病の状況が密接に関連していることも多いので、医師の医学的判断を踏まえ、 また、他の保健医療スタッフと常に連携を密にすることが重要である。したがって、 次の点に留窓が必要である。

- ①他の保健医療スタッフからの依頼や情報により、医療ソーシャルワーカーが係るべき ケースについて把握すること。
- ②対象患者について、他の保健医療スタッフから必要な情報提供を受けると同時に、診療や邪酸、保健指導等に参考となる経済的、心理的・社会的側面の情報を提供する等相互に情報や意見の交換をすること。
- ③ケース・カンファレンスや入退院・入退所の判定に関する委員会が設けられている場合にはこれへの参加等により、他の保健医療スタッフと共同で検討するとともに、保健医療状況についての一般的な理解を深めること。
- ④必要に応じ、他の保健医療スタッフと共同で業務を行うこと。
- ⑤医療ソーシャルワーカーは、地域の社会資源との接点として、広範で多様なネットワークを構築し、地域の関係機関、関係職種、患者の家族、友人、患者会、家族会等と十分な連携・協力を図ること。
- ⑥地域の関係機関の提供しているサービスを十分把握し、患者に対し、医療、保健、福祉、教育、就労等のサービスが総合的に提供されるよう、また、必要に応じて新たな社会資源の開発が図られるよう、十分連携をとること。
- ⑦ニーズに基づいたケア計画に沿って、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法として、近年、ケアマネジメントの手法が広く普及しているが、高齢者や精神障害者、難病患者等が、できる限り地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、地域においてケアマネジメントに携わる関係機関、関係職種等と十分に連携・協力を図りながら業務を行うこと。
- (5) 受診・受療援助と医師の指示

医療ソーシャルワーカーが業務を行うに当たっては、(4)で述べたとおり、チームの一員として、医師の医学的判断を踏まえ、また、他の保健医療スタッフとの連携を密にすることが重要であるが、なかでも二の(4)に掲げる受診・受療援助は、医療と特に密接な関連があるので、医師の指示を受けて行うことが必要である。特に、次の点に留意が必要である。

- ①医師からの指示により援助を行う場合はもとより、患者、家族から直接に受診・受療についての相談を受けた場合及び医療ソーシャルワーカーが自分で問題を発見した場合等も、医師に相談し、医師の指示を受けて援助を行うこと。
- ②受診・受療援助の過程においても、適宜医師に報告し、指示を受けること。
- ③医師の指示を受けるに際して、必要に応じ、経済的、心理的・社会的観点から窓見を述べること。
- (6) 問題の予測と計画的対応
- ①実際に問題が生じ、相談を受けてから業務を開始するのではなく、社会福祉の専門的 知識及び技術を駆使して生活と協病の状況から生ずる問題を予測し、予防的、計画的 な対応を行うこと。
- ②特に退院援助,社会復帰援助には時間を要するものが多いので入院,受療開始のできるかぎり早い時期から問題を予測し、患者の総合的なニーズを把握し、病院内あるいは地域の関係機関、関係職種等との連携の下に、具体的な目標を設定するなど、計画的、継続的な対応を行うこと。
- (7) 配録の作成等
- ①問題点を明確にし、専門的援助を行うために患者ごとに記録を作成すること。
- ②記録をもとに医師等への報告, 連絡を行うとともに, 必要に応じ, 在宅ケア, 社会復 帰の支援等のため, 地域の関係機関, 関係職働等への情報提供を行うこと。その場合, (3)で述べたとおり、プライバシーの保護に十分留意する必要がある。
- ③記録をもとに、業務分析、業務評価を行うこと。

四 その他

医療ソーシャルワーカーがその業務を適切に果たすために次のような環境整備が望まれる。

(1) 組織上の位置付け

保健医療機関の規模等にもよるが、できれば組織内に医療ソーシャルワークの部門を設けることが望ましい。医療ソーシャルワークの部門を設けられない場合には、 診療部、地域医療部、保健指導部等他の保健医療スタッフと連携を採りやすい部門 に位置付けることが望ましい。事務部門に位置付ける場合にも、診療部門等の賭会 議のメンバーにする等日常的に他の保健医療スタッフと連携を採れるような位置付けを行うこと。

(2) 患者、家族等からの理解

病院案内パンフレット,院内掲示等により医療ソーシャルワーカーの存在, 業務,利用のしかた等について患者, 家族等からの理解を得るように努め, 患者, 家族が

必要に応じ安心して適切にサービスを利用できるようにすること。また、地域社会からも、医療ソーシャルワーカーの存在、業務内容について理解を得るよう努力すること。医療ソーシャルワーカーが十分に活用されるためには、相談することのできる時間帯や場所等について患者の利便性を考慮する、関連機関との密接な連絡体制を整備する等の対応が必要である。

(3) 研修等

医療・保健・福祉をめぐる賭制度の変化, 賭科学の進歩に対応した業務の適正な遂行, 多様化する患者のニーズに的確に対応する観点から, 社会福祉等に関する専門的知識及び技術の向上を図ること等を目的とする研修及び関査,研究を行うこと。なお, 3. (3) プライバシーの保護に係る留意事項や一定の医学的知識の習得についても配慮する必要があること。

また,経験年数や職資に応じた体系的な研修を行うことにより,効率的に資質の 向上を図るよう努めることが必要である。